

資本関係又は人的関係に関する申告について

半田市では、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしています。申請者は、次の（ア）又は（イ）の関係にあたる者について、回答フォームまたは申告書にて申告してください。

※該当する者がいない場合も全員申告してください。また、記載漏れは虚偽の申告とみなします。

なお、資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む）又は新たに生じた場合は、速やかに申告してください。

（ア）資本関係

- ① 親会社等と子会社等※の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※ 親会社等/子会社等：会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に規定された親会社等及び子会社等（個人事業主も含む。）

（イ）人的関係

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

※ 会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

役員とは？

- 1 株式会社の取締役（以下に掲げる者は除く。）
 - ・ 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 社外取締役
- 2 指名委員会等設置会社の執行役
- 3 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の業務を執行する社員
- 4 組合の理事又はこれらに準ずる者

※ 「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しません。

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人※を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※ 管財人：民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人

参 考

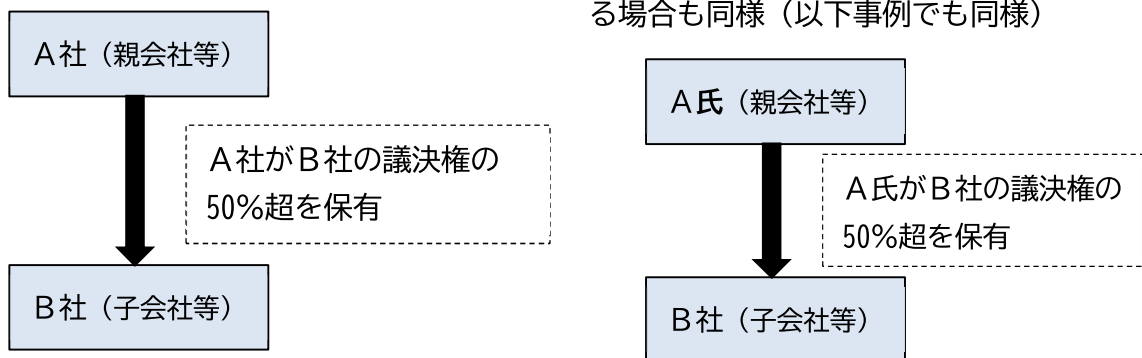
(ア) 資本関係①②の具体的事例

- ① 親会社等と子会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

子会社等・親会社等の関係は、一方の会社・法人が他方の会社の議決権の過半数を保有している場合、又は、経営（財務及び事業の方針の決定）を支配している場合に成立します。資本関係がある場合の一例は以下のとおりです。参考にしてください。

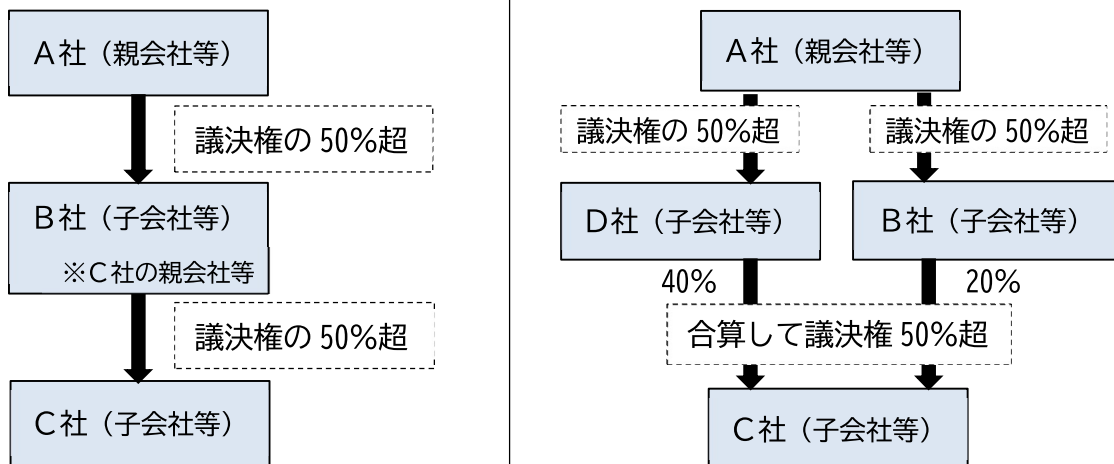
1. 議決権総数の過半数を所有している

※A社の役員（単身・複数人）が所有している場合も同様（以下事例でも同様）



会社等 同士の関係 A社（氏）とB社：①親会社等と子会社等の関係

2. 子会社等が（合算して）議決権総数の過半数を所有している



会社等 同士の関係 A社とB社：①親会社等と子会社等の関係
 A社とC社：①親会社等と子会社等の関係
 B社とC社とD社：②親会社等を同じくする子会社等 同士の関係（左図のみ）
 B社とC社：①親会社等と子会社等の関係